

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

告 示

○土地改良区の役員の就任の届出.....	(農業施設管理課)	13
○道営土地改良事業変更計画の決定.....	(農業施設管理課)	13
○知事権限に係る保安林の指定の解除.....	(治山課)	13
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更.....	(治山課)	13
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....	(治山課)	13

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示 (3件)	14
------------------------------	----

告 示

北海道告示第353号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、留辺蘂土地改良区から、次のとおり役員の就任の届出があった。

平成27年5月8日

北海道知事 高 橋 はるみ

就 任 年 月 日	理 事 ・ 監 事 の 別	氏 名	住 所
平成27. 4. 9	理 事	坂 下 忠	北見市留辺蘂町旭 1 区167番地 1
同	同	永 江 和 幸	同 留辺蘂町昭栄395番地 1

北海道告示第354号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（女満別本郷地区（きよ暗渠排水、区画整理、客土、農業用排水施設、農業用道路））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道オホーツク総合振興局に備え置いて、平成27年5月12日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成27年5月8日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第355号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成27年5月8日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除に係る保安林の所在場所 野付郡別海町泉川41の4・46の3・61の4（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、46の12、61の14
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解 除 の 理 由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道根室振興局産業振興部林務課及び別海町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第356号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成27年5月8日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 根室市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
(1) 立 木 の 伐 採 の 方 法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道根室振興局産業振興部林務課及び根室市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第357号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成27年5月8日

北海道知事 高 橋 はるみ 1 指定施業要件変更予定保安林 空知郡上富良野町・虻田郡真狩村（以上1町1村に の所在場所 いて次の図に示す部分に限る。） 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備 3 変更後の指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法 ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 上富良野町 イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町 村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部 林務局治山課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）	(1) 氏 名 キヤノンマーケティングジャパン株式会社 (2) 住 所 東京都港区港南2丁目16番6号 4 落札金額 (1) 1月当たり基本料金 0円 (2) 1枚当たり複写料金 1.6円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成27年1月23日付け北海道教育庁後志教育局告示第2号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室 (2) 所在地 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道教育庁後志教育局告示第28号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成27年5月8日 北海道教育庁後志教育局長 菅 原 行 彦
道 教 育 庁 教 育 局 告 示 北海道教育庁後志教育局告示第27号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成27年5月8日 北海道教育庁後志教育局長 菅 原 行 彦 1 落札に係る物品等の名称及び数量 (1) 後志管内道立学校複写機賃貸借契約（点検、調整及び消耗品（ステープル及び用紙を 除く。）の供給を含む。） ア 14台分に係る1月当たりの基本料金の単価及び1枚当たりの単価 イ 2台分に係る1月当たりの基本料金の単価及び1枚当たりの単価 ウ 1台分に係る1月当たりの基本料金の単価及び1枚当たりの単価 (2) 調達台数及び調達予定枚数 ア 14台及び1月当たり 114,600枚 イ 2台及び1月当たり 6,500枚 ウ 1台及び1月当たり 430枚 2 落札を決定した日 平成27年3月5日 3 落札者の氏名及び住所	1 落札に係る特定役務の名称及び数量 (1) 北海道余市養護学校スクールバス賃貸借契約（1日当たりの単価） (2) 調達予定数量 ア 朝里便A 205日 イ 朝里便B 85日 ウ 色内－朝里便 35日 エ 色内便A 125日 オ 色内便B 45日 カ 岩内便 205日 2 落札を決定した日 平成27年3月27日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社余市自動車工業 (2) 住 所 余市郡余市町大川町16丁目5番地 4 落札金額 (1) 朝里便A 46,550円 (2) 朝里便B 21,700円 (3) 色内－朝里便 38,060円

- (4) 色内便A 32,480円
- (5) 色内便B 23,900円
- (6) 岩内便 45,560円

5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

6 一般競争入札の公告
平成27年2月24日付け北海道教育庁後志教育局告示第5号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道余市養護学校
- (2) 所在地 余市郡余市町梅川町377番地

北海道教育庁後志教育局告示第29号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成27年5月8日

北海道教育庁後志教育局長 菅 原 行 彦

1 落札に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量

- (1) A重油その1（余市養護学校納入分） 99,000リットル
- (2) A重油その2（小樽水産高校納入分） 74,000リットル
- (3) A重油その3（高等聾学校納入分） 184,000リットル
- (4) A重油その4（小樽高等支援学校納入分） 128,000リットル

2 落札を決定した日

平成27年3月25日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 1の(1)

- ア 氏 名 河辺石油株式会社
- イ 住 所 小樽市稲穂2丁目19番8号

(2) 1の(2)

- ア 氏 名 北海道エナジティック株式会社
- イ 住 所 札幌市白石区東札幌3条1丁目1番18号

(3) 1の(3)及び(4)

- ア 氏 名 茂田石油株式会社
- イ 住 所 旭川市住吉4条2丁目8番13号

4 落札金額

- (1) 80円
- (2) 62円

(3) 53円

(4) 53.40円

5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

6 一般競争入札の公告
平成27年2月6日付け北海道教育庁後志教育局告示第3号

7 契約に関する事務を担当する組織及び所在地

- (1) 名 称 北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 虻田郡倶知安町北1条東2丁目